

議事日程 令和2年9月4日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第42号～議案第55号)
- 日程第6 議案審議
議案第51号 令和元年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第52号 令和元年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第8 議案第53号 令和元年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第9 議案第54号 令和元年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第10 議案第55号 令和元年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定
について

午前9時30分 開会

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。本日は令和2年第3回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五雄君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番田中静雄君及び6番原田希君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中山五雄君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より9月18日までの15日間といたしたいと思
います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

○議長（中山五雄君）

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。令和2年第3回上峰町議会定例会に御出席いただき、ありが
うございます。

それでは、早速各課順に行政報告をいたします。まず、総務課でございます。

総務課

新型コロナウイルス関係では、5月25日に緊急事態宣言が解除されて以降3回の対策本部
会議を開き、公共施設及び各種イベント等の対応について協議を行いました。なお、現在も
予断を許さない状況が続いており、感染状況等を注視し、迅速な対応に努めたいと考えて
おります。

人事関係では、有資格者で民間職務経験者枠の「令和2年度前期上峰町職員採用試験」を
実施し、2名の採用を決いたしました。

防犯関係では、犯罪及び非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪
や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で70回目を迎える「社会を明る
くする運動」が行われ、本町におきましても7月1日にメッセージ伝達式が行われました。

防災関係では、6月25日～6月30日に3回の自主避難所開設を行い、避難者は、6月29日
の1回のみで、1世帯2名を受け入れました。また、7月3日から7月29日の「令和2年7
月豪雨」の期間は、7月6日に12世帯14人、7月9日に9世帯9人の受け入れを行いました。

まち・ひと・しごと創生室

1. 広報企画係

消費活性化、マイナンバーカード普及促進及び官民キャッシュレス決済基盤構築のため、
マイナンバーカード保有者が買い物等で利用できるプレミアムポイント付与事業により、
マイナンバーカードと各種決済サービスとの連携設定支援を実施しています。

統計調査業務においては、本年度は国勢調査の調査年度となります。10月1日が基準日と

なっておりますが、折からのコロナウイルス対策を十分に講じるよう準備を進めています。

ホームページリニューアル作業については、年末頃までに画面制作を完成させ、以後職員操作研修などを行い、2月頃には公開できるよう進めていきたいと考えています。

2. まち・ひと・しごと創生係

ふるさと納税については、総務省より令和元年度における「ふるさと納税に関する現況調査結果」が8月5日に公開されています。決算見込みではありますが、本町は、寄附件数が約27万8千件、金額では約4,672,000千円であり、全国7位でした。今年度は、7月末現在ですが、寄附件数約4万5千件、金額では約730,000千円となっております。引き続き、制度を取り巻く周辺環境や社会変動要因に鑑みながら戦略的に取り組んでまいります。

中心市街地活性化事業については、6月10日にL A B V方式による募集要項を公表しました。6月10日から7月31日までの間にパートナー企業の募集を行った結果23社（16社及び3グループ）からの参加表明がなされました。以後もスケジュールに沿って進捗させていきたいと考えています。

財 政 課

予算関係では、一般会計補正予算の要求期限を7月28日に設定、所要の予算査定を実施し、土地取得特別会計と併せ補正予算議案として今議会に提案しております。一般会計においては、繰越金、普通交付税、臨時財政対策債など額の確定に伴う歳入補正及びコロナ感染症に起因する追加の経済対策が主な内容でございます。

決算分析に関するものとして、7月15日に令和元年度地方財政状況調査の県ヒアリングが終了し、各種財政指標の基礎数値が確定しました。

また、令和元年度健全化判断比率につきまして、8月12日に町監査委員の審査に付し、今議会で諸般の報告を行います。

庁舎管理関係では、配管の腐食などで雨漏りが発生していた庁舎の入口の車寄せキャノピーの改修工事を発注しました。

このほか、庁舎や地区集会施設の個別施設計画策定委託業務の発注が完了しました。当該委託業務につきましては、予算特別委員会での指摘を念頭に、教育委員会所管の施設分も併せた一括契約とすることで経費節減を図っております。

住 民 課

1. 住民記録係

7月末現在の人口は9,607人、昨年同時期と比較しますと14人の増、世帯数は3,697世帯で61世帯の増となっております。

マイナンバー制度関連としましては、町内の7月末時点におけるカード作成の委託先である地方公共団体情報システム機構より町に到着しているカード数は1,643件、交付数は1,538件、保管数は88件です。町のカード交付率は16%となっております。

コンビニ交付サービスについては、マイナンバーカードの交付率の増加及びサービスの浸透により利用者は、年々増加しております。令和3年5月には、コンビニ交付証明書交付センターのシステム更改が予定されており、これに対応するための準備を進めております。

今後もマイナンバーカードの普及やコンビニ交付サービス周知のため広報に努めます。

2. 子育て支援係

8月末現在、町内外の教育・保育施設におきまして支給認定・保育の実施を行っております。内訳としましては、ひかりこども園1号17名、2号・3号59名、かみみね幼稚園1号108名、2号・3号72名、ひよこ子こども園かみみね1号11名、2号・3号101名、町外施設1号23名、2号・3号17名、合計408名となっております。

次に、児童手当受給者は、毎年6月1日における現況の届出を行うこととなっており、今年度も対象者683名について現況届の受付・審査を行いました。

児童扶養手当受給者につきましても、8月1日より現況届の受付を行っております。

放課後児童健全育成事業については、夏季休業に伴う留守家庭児童健全育成事業を8月1日から実施し、109名の児童をお預かりしました。

新型コロナウイルス感染症対策の一環でひとり親家庭の経済的負担の軽減を目的として、ひとり親世帯臨時特別給付金が給付されることとなったことに伴い、給付申請の受付を行い、県へ送付しております。

3. 環境係

毎年実施している「県内一斉ふるさと美化活動」につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

ゴミの散乱をなくし環境美化を促進することを目的として、7月15日及び16日に環境美化推進員（区長）の皆様と環境係職員で環境パトロールを実施しました。雑草・樹木が繁茂している箇所については、所有者へ維持管理の依頼を行い、ゴミのポイ捨てが多い箇所については抑止の為の看板を設置するなど対策を講じ、防止に努めております。

毎年8月の第1日曜日を「上峰町清掃の日」と定めており、今年度は8月2日に各地区において清掃活動を実施して頂きました。ポイ捨てされた可燃ごみ、不燃ごみ、雑草など町内全域での収集量は2.8トンでした。

猫と地域の共存を計るためのTNR活動への補助を2地区29匹に対し行っております。これ以上不幸な猫を増やさないために、今後もTNR活動に対し支援を行っていきます。

健康福祉課

1. 健康増進係

特定健診及び各種がん検診等の集団健診は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から予約制とし、健診会場では受診者の体調確認・検温を行い、手指消毒やマスク着用を依頼し、3密をさけた体制に努め実施をしております。7月14日から16日まで老人福祉セン

ターおたっしや館で特定健診を実施し、258名の方が受診されました。令和元年度の特定健診の受診率は、対象者1,190名に対し620名の方が受診され受診率は52.1%でした。感染症対策や生活習慣病予防等住民の健康意識の向上のため引き続き取り組んでいきます。

2. 保険年金係

国民健康保険では、国民健康保険被保険者証等の更新手続きを、滞りなく完了しました。7月末の国民健康保険加入者は、1,036世帯1,693名（前年度同期1,042世帯1,717名）です。令和2年度より、国民健康保険の加入者（40歳から74歳まで）を対象に、人間ドックに加え脳ドックの助成を新たに行います。現在受付を行っており、7月末で人間ドックの申込者は13名、脳ドックの申込者は19名となっています。

保健事業の一環として、町の指定を受けたスポーツジム等を利用した者に対し利用料の一部助成を行っています。7月末での登録者は91名です。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を鑑み、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、申請により傷病手当金の支給を行います。

後期高齢者医療保険では、後期高齢者医療保険被保険者証及び限度額適用・標準負担額認定証の更新手続きを滞りなく完了しました。6月末の後期高齢者医療保険加入者は、1,173名（前年度同期1,135名）です。また、後期高齢者医療保険においても、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、申請により傷病手当金の支給を行います。

3. 福祉介護係

6月に障害福祉サービス受給者証、7月に重度心身障害者医療費助成受給資格者証の更新手続きを完了しました。各種手続きに関しては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送申請に切り替える等配慮を行った上で実施しました。

75年前の、8月6日午前8時15分に広島、8月9日午前11時02分に長崎に、原爆が投下された同時刻及び終戦記念日である8月15日正午に、それぞれ1分間サイレンを吹鳴し、戦没者に対し追悼の意を表すとともに、併せて世界恒久平和の実現を祈念し黙とうを捧げました。

結婚50年の金婚式をお祝いするため、令和2年度の金婚者の申込受付を行い、7月31日までに18組の方々が申請されました。また、町内在住の100歳以上の方は、8月1日現在で8名おられ、最高齢者は101歳です。

コミュニティバス「のらんかい」については、6月の乗合タクシー・巡回バスの利用者は延べ人数1,889名。通学バスの利用者は、延べ人数2,332名で、前年同月比13%の増となりました。運行便毎の車内の消毒等を実施し、新型コロナウイルス感染拡大防止に今後も努めてまいります。

税 務 課

1. 課税係

令和2年度一般町税現年度分に係る7月末現在の調定額について報告します。

町税全体の調定額は、1,223,850千円で対前年同期比5,890千円減という状況です。税目ごとでは、個人住民税が416,420千円で対前年同期比9,220千円の増。法人住民税が28,280千円で9,560千円の減。交付金を含む固定資産税が、727,050千円で2,210千円の減。軽自動車税が33,500千円で1,290千円の増。入湯税が、10千円で280千円の減となっています。たばこ税については、18,550千円で3,710千円の減となっています。

2. 収納係

収納関係では、住民税、国民健康保険税の賦課も6月に終わり、7月から9月にかけては滞納繰越分を重点に徴収を行っています。

5月に「催告書」を送付し、納付を促しました。また、納税相談や徴収猶予の申請などの受付を行いました。8月中に「給与差押予告書」を送付し、早期納付を促しました。催告書等の送達を受けてもなお、納税の意思表示がない滞納者については、預金等調査や勤務先への照会などを順次実施し、徴収強化体制を図り積極的に納税相談を行い収納率を高めてまいります。

建設課

1. 建設係

先ず国道関係ですが、国道34号切通交差点改良事業については、橋梁詳細設計及び用地買収に向けた関係者との協議を鋭意進められているところです。

次に県道関係ですが、舗装補修工事の実施など計画的な施工が実施されています。

次に町道関係では、町道維持管理等業務について、発注を済ませており、側溝改良工事等の土木工事についても、設計業務等が整い次第、随時発注を行っているところです。また、舗装補修工事については、交通安全施設整備事業との調整を行い、実施効果について現地踏査等を実施し、随時発注予定です。

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業につきましては、補助金交付申請を行っており、交付決定後の早期発注に向け、関係機関との調整を図っているところです。

社会資本整備総合交付金事業につきましては、町道3路線の道路改良事業について、用地測量業務などの測量業務のほか、一部区間の用地買収を行うなど事業推進に努めております。

2. 管理係

社会資本整備総合交付金事業による耐震診断事業費補助等につきましては、交付決定を受け、随時申請受付を行っており、引き続き広報・周知を行ってまいります。

町営住宅につきましては、維持修繕に努め、火災警報器等の設備についても計画的に更新を進めており、随時発注予定です。

農業集落排水事業関係では、農山漁村地域整備交付金事業により切通処理場の実施設計を発注し、追加交付の内示にともなう変更承認申請を行ったところです。

産業課

経営所得安定対策につきまして、9営農組合（構成員162名）、法人1団体及び個人44名の交付申請を取りまとめ、国に申請するとともに、8月17日、18日に作付状況の確認作業を実施しました。

まちづくり実行委員会が8月4日に開催され、昨年度の事業報告、決算、令和2年度の事業計画、予算を審議し、今年度の「かみちゃりグランプリ」については、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを避けるため、開催を中止することを決定しました。今後は、このコロナ禍の中でも実施できる代替案を検討して行きます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少している町内事業者を支援する町独自の対策について、応援給付金を10月まで、休業支援金を8月まで、ハコミネ町民市については、テイクアウト事業の終了に合わせて7月まで実施し、事業を再構築して引き続き行っているところでございます。今後も更なる対策事業を検討、立案し、商工会と連携、協働して行って参ります。

教 育 課

国の学校施設環境改善交付金を活用し、小学校北校舎空調設備工事を着工しています。北校舎の4教室（校長室、職員室、保健室、放送室）について夏季休業期間中に内部工事を完了し、随時利用できるように整備をしています。小学校正門等改修工事も発注し、今年度中での1期工事の完了を予定しており、来年度の2期工事に向けた用地買収、補償を地権者と協議を行っているところです。

中学校では、自転車小屋増設工事を着工し、希望する全ての生徒が自転車小屋に自転車を停められるように整備をしています。また、特別支援学級の間仕切り設置工事、校舎西側階段天井の防水工事を着工し、学校施設整備の改善を図っています。

ふるさと学館2階に、不登校児童生徒の集団生活への適応、基礎学力の補充、基本的な生活改善のための相談などを行う適応指導教室を10月1日に開設し、療育拠点とするための改修工事を行っています。

上峰中学校では中学1年生と3年生を対象に放課後補充学習を開始しました。夏期講習や冬期講習をはじめ、学習塾や習い事での利用により生徒の基礎学力の定着、苦手分野の克服、学習意欲・個性や才能を伸ばす機会を、今後も引き続き提供してまいります。夏期講習には、中学1年生の半数の生徒が参加し、今回から自宅でのオンライン受講も可能となり、コロナ禍にも対応できる新しい学習の体制もできました。

中学校総合体育大会は、新型コロナの影響で三養基・神埼地区大会のみの開催となりましたが、出場した選手それぞれが、練習の成果をいかんなく発揮し、女子ソフトテニス部の団体優勝、男子卓球部の団体準優勝等多くの実績を残してくれました。県大会が開催された水泳競技では、3年生男子が100m・200m平泳ぎで優勝、陸上競技では3年女子が100m 8位入賞し、輝かしい成績をおさめました。

小学校5年生の稲作体験学習では、地元生産組合をはじめ地域の皆様のご協力をいただきながら田植え体験を行いました。今年の稲文字は、「レッツGO」。コロナ禍でも「みんなで前向きな気持ちで一つ一つの物事に取り組んでいこう」「今があることに感謝して一生懸命歩んでいこう」という思いが込められています。

児童生徒一人一台端末整備等を行うGIGAスクール構想を前倒して、今議会に予算を計上させていただいております。これにより、既に、構築しているオンライン学習システムについて、必要時には即稼働できる体制や精度を更に引き上げると共に、日常の授業においても、児童生徒の興味関心を高め、分かりやすい授業、考える力を高める授業など質の高いICT教育の展開を目指していきたいと考えています。

生涯学習課

1. 生涯学習係

青少年育成地区懇談会については、7月27日から7月30日までの4日間、町内19分館別で開催を予定していましたが、直前に76日ぶりの新型コロナウイルス新規感染者が県内において確認され、その後連続して感染者が発生したことに伴い、小・中学校から感染リスク低下への強い要望を受け、中止することに決定しました。

7月29日上峰町民センターホールにおいて、青少年育成大会を開催しました。ソーシャルディスタンスを保ちながら、参加者を中学3年生約100名に限定し、「中心市街地活性化事業について」をテーマに、ファシリテーター、モデレーターと4名の生徒によるパネルディスカッションを行いました。登壇した子どもたちは、「中心市街地に必要な店舗」や「普段の生活の中で、将来のまちづくりを考えていきたい」等上峰町の将来像についての思いを語ってくれていました。

2. 生涯スポーツ係

「東京2020オリンピック聖火リレー」のトーチ展示を6月29日から7月3日までの5日間、庁舎1階ロビー、小・中学校において行いました。オリンピックは1年延期になりましたが、聖火リレーのトーチを見た小学生からは、「オリンピックで聖火を持って走る姿を見てみたい」等の感想があり、オリンピックに対する期待が高まる意識づくりにつながったものと思います。

町民プールについては、小・中学校の夏期休業短縮に合わせて、8月1日から8月23日までの期間、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら開館しました。今年も、日差しが強く、連日真夏日が続きましたが、子ども達は元気いっぱい、楽しいひとときを過ごしていました。

文化課

文化財関係では、例年国庫補助事業の適用を受けて実施している町内遺跡埋蔵文化財確認調査事業について、6月議会以後、11件の開発行為の届け出等があり、うち7件については

埋蔵文化財確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。

なお、今後、事業費の不足が見込まれるため、国庫補助金の増額申請を行い、本議会に関連予算を計上しております。

町史編さん関連事業では、6月17日に第14回町史編さん委員会編集部会（執筆委員会）を開催し、原稿提出状況や資料収集状況、レイアウト作業の進行状況、上下巻の構成、目次及び年表の検討・確認について各執筆委員と協議を行いました。

図書館関係では、「雑誌のリサイクル」（除籍雑誌冊数699冊）を5月16日より実施中です。また、「図書のリサイクル」につきましては、小・中学校、こども園・保育園などへ優先配布後、10月末から図書館利用者へ一般配布の予定です。

毎年、夏休み期間中に小学生を対象に実施している「さまーすくーる」につきましては、例年、工場見学を含み6教室を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大のため、本年は工作を主とする4教室を開催しました。参加した子どもたちは、スライム、ガラスアート、ピコピコカプセル、ペットボトルロケット作りを体験し、楽しいひとときを過ごすことができたようで、また参加したいとの感想が多数ありました。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

これで町長の行政報告は終わりました。

日程第4 諸般の報告

○議長（中山五雄君）

日程第4. 諸般の報告。

諸般の報告を行います。

令和元年度決算に基づく上峰町財政健全化判断比率報告書について、報告をお願いします。

○財政課長（坂井忠明君）

皆様おはようございます。私のほうからは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく上峰町財政健全化判断比率につきまして御報告申し上げます。

財政健全化法の規定にのっとり、所要の手續といたしまして、8月12日に4件の指標の算定基礎となる事項を記載した書類、こちらを町監査委員の審査に付したところでございます。

監査委員のほうからは同日付、上監第29号で令和元年度財政健全化判断比率審査意見書を頂戴いたしておりまして、当該意見書の写しを報告書の最後のほうに添付をいたしております。御一読をお願いいたします。

それでは、お手元の令和元年度決算に基づく健全化判断比率報告書を御覧ください。

1ページにつきましては、総括表ということで、上段に令和元年度の指標の一覧及び早期健全化財政再生の基準を、下段に各係数の概要を掲載しております。

指標の見方として、赤字の状況を示す指標のほうにつきましては、数値自体が表示されないことが望ましく、公債費や将来負担に関する指標のほうは表示がない、もしくはより低い数値が好ましいということになります。

2ページをお願いいたします。

2ページの上段、(2)実質赤字比率を御覧ください。

実質赤字比率は、一般会計及び土地取得特別会計を併せた普通会計において発生した歳入の不足額、いわゆる赤字を標準財政規模の額で除したものでございますが、令和元年度決算におきまして赤字は生じておりませんでしたので、数値自体表示はされておられません。右側に参考としてマイナス8.44とございますが、赤字率が正ではなく負の値でございますので、8.44%の黒字と御理解をお願いいたします。

その下、(3)連結実質赤字比率でございます。連結実質赤字比率は、先ほどの普通会計に国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、さらに公営事業会計である農業集落排水特別会計を含めた赤字額を標準財政規模の額で除したものでございますが、実質赤字比率と同様、赤字は生じませんでしたので、数値は表示されておられません。参考欄の見方につきましては、さきの実質赤字比率と同様でございます。

3ページをお願いいたします。

上段の(4)実質公債費比率（3か年平均）でございますが、こちらの係数は先ほどの普通会計と公営事業会計に加え、一部事務組合、広域連合まで含め算定した本庁に係る公債費の元利償還金等の額を標準財政規模を基本とした額で除したもので、直近3年の平均値でございます。令和元年度は12.0%で、前年度の12.9%から0.9ポイント減少をいたしております。

当該係数につきましては、早期健全化段階25%にかなり近づいた平成20年度の23.7%をピークに毎年度着実に減少を続け、およそ11年の年月をかけ比率はほぼ半減したということになります。ちなみに、この数値が18%以上になると、地方債の発行に許可が必要になり、さらに25%以上になると、早期健全化段階として一定の地方債の発行が制限をされるということになります。

本町の値は順調に改善はしておりますが、前年度、平成30年度の県内市町単純平均につきましては8.5%で、まだ4ポイント程度の開きはございます。

続きまして、その下、(5)将来負担比率でございます。こちらのケースにつきましては、先ほどの会計にさらに三養基西部土地開発公社を含め、本町が将来にわたって負担すべき実質的な債務の額を町の標準財政規模を基本とした額で除したものでございまして、当該指標が350%以上になると早期健全化段階となります。算定に際しましては、ふるさと寄附金基金を含む基金残高、こちらは将来負担額から控除いたすという形になりますので、結果として分子そのものがマイナスとなることから、本庁の令和元年度決算における将来負担比率は生じず、比率は表示されてございません。

なお、ふるさと寄附金基金を外した試算におきましても、当該指標の比率は13%程度でございます。

財政健全化指標の状況は以上のとおりでございますが、一般財源の標準規模を示す標準財政規模は26億円ほどの小規模自治体でございますので、そちらのほうは変わりがなく、今後も身の丈に合ったコンパクトで効率的な財政運営に努めてまいります。

以上で令和元年度決算に基づく健全化判断比率に関する報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

これで諸般の報告を終わります。

日程第5 議案一括上程 提案理由の大要説明

○議長（中山五雄君）

日程第5. 議案一括上程、提案理由の大要説明。

議案一括上程、提案理由の大要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第42号 上峰町議会議員及び上峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）が令和2年12月12日に施行される予定であり、この改正公職選挙法では、選挙公営制度が拡大される町村長選挙及び町村議会議員選挙についても、条例で定めることにより公費負担できるとされており、本町においても選挙公営制度を導入するため、本条例を制定するものです。

令和2年9月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第43号 上峰町税条例等の一部を改正する条例。

地方税法の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、上峰町税条例等の一部を改正するものです。

令和2年9月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第44号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、個人番号カードの取得促進を図る目的で個人番号通知カードが廃止されたため、本町条例の一部を改正するものです。

令和2年9月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第45号 ふるさと学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

子ども支援センターを設置し、当該センター事業としてふるさと学館内に適応指導教室を10月1日に開設するため、職員等必要な事項を規定するため条例改正を行うものです。

令和2年9月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第46号

令和2年度上峰町一般会計補正予算（第4号）

令和2年度上峰町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ538,624千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,038,322千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和2年9月4日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第47号

令和2年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度上峰町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90,042千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,061,502千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月4日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第48号

令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和2年度上峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ864千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,389千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第49号

令和2年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）

令和2年度上峰町の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,742千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,756千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第50号 令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

令和2年度上峰町の農業集落排水特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,993千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ681,443千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

————〔発言取り消し〕————

————〔発言取り消し〕————

地方債の補正

第2条、地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

令和2年9月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第51号

令和元年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度上峰町一般会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第52号

令和元年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第53号

令和元年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第54号

令和元年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第55号

令和元年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

以上、14議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より14議案が一括上程されました。

これより補足説明を求めます。補足説明はありませんか。

○総務課長（三好浩之君）

皆さんおはようございます。私のほうからは議案第42号 上峰町議会議員及び上峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について補足説明させていただきます。

公職選挙法において、お金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図る観点から、選挙費用を公費で負担する選挙公営制度を設けているところでございます。

令和2年の法改正によって、町村長選挙及び町村議会議員選挙においても、選挙公営制度が条例で定められるようになったところであります。

本町においても選挙公営制度を設けるため、条例を定めるものであります。

それでは、お手元に議案書の準備をお願いいたします。

まず、第1条は、公職選挙法の規定に基づき、公費負担に関し必要な事項を定めることを

規定しています。

次に、第2条は、選挙運動用自動車の選挙公営制度について、候補者1人当たりの選挙運動期間における限度額を定めたものです。

次に、第3条は、選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するに当たり、有償契約を締結すること及び委員会に対して所定の届出をする必要があることを定めたものです。

次に、第4条は、選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するに当たり、契約類型ごとの公費負担額を定めたものです。

次に、第5条は、選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するに当たり、複数の契約がある場合には候補者の指定するいずれか一方の契約が締結されているものとみなされ、両方の制度を同時に利用することはできないことを定めたものです。

次に、第6条は、公費負担の対象となるのは、ビラの作成費用であることを規定したものです。

次に、第7条は、選挙運動用ビラの作成に関して公営制度の適用を受けるための規定を定めたものです。

次に、第8条は、選挙運動用ビラの作成費用について、公費負担の限度額と支払方法に関する規定を定めたものです。

次に、第9条は、公費負担の対象となるのは、選挙運動用ポスターであることを規定したものです。

次に、第10条は、選挙運動用ポスターの作成に関して、公営制度の適用を受けるための規定を定めたものです。

次に、第11条は、選挙運動用ポスターの作成費用について、公費負担の限度額と支払方法に関する規定を定めたものです。

最後に、第12条は、条例施行に必要な手続について、委員会に規定の作成を委ねることを規定したものです。

以上で議案第42号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○税務課長（矢動丸栄二君）

皆様おはようございます。私のほうからは議案第43号 上峰町税条例等の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に施行されたことに伴い、上峰町税条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正の主なものとしましては、個人住民税につきましては、全てのひとり親家庭の

子供に対して公平な税制を実現する観点から、離婚歴の有無による不公平と、男性ひとり親と女性ひとり親の間の不公平を同時に解消するための措置で、未婚のひとり親についても寡婦控除を適用する改正を行い、また、非課税の範囲——前年度所得額が1,350千円を超えない者ですけど——については、ひとり親を対象に追加されたことに伴っての改正となります。これは平成3年度分以降の個人住民税について適用となります。

続きまして、たばこ税につきましてですけれども、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しで、国のたばこ税と同様、軽量の葉巻たばこ1本当たり重量が1ミリグラム未満の紙巻きたばこ1本に換算する方法とする改正を行うものです。

2段階で見直しを行い、令和2年10月1日から、たばこ1本当たりの重量が0.7ミリグラム未満の葉巻たばこの本数の算定について、当該葉巻たばこ1本をもって葉巻たばこ0.7本に換算することとなり、また、令和3年10月1日以降においては、たばこ1本当たり1ミリグラム未満の葉巻たばこの本数の算定につきましては、当該たばこ1本をもって葉巻たばこ1本に換算することとなります。

最後に法人税についてですが、法人税法において連結納税を廃止し、通算法人ごとに申告を行うグループ通算制度に移行すること。また、法人住民税の納期限延長の適用を受けた場合の延滞金の見直し、徴収猶予等の適用を受けた場合の延滞金の猶予特例基準の見直しが行われたことに伴う改正となっております。この法人税につきましては、施行日が令和4年4月1日施行となっております。

それでは、お手元の新旧対照表に基づきながら御説明を申し上げます。

新旧対照表の御用意をお願いいたします。

新旧対照表につきましては、右の欄が改正前の現行、左の欄が改正後となっております。

なお、改正規定中、条のずれや項のずれ、読替規定等の説明は省略させていただき、主要な規定を中心に説明させていただきます。

では、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

上段、第24条、個人の住民税の非課税の範囲についてですが、非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に加えるという改正となっております。

中段、第34条の2、所得控除についても、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に加える改正となっております。

2ページをお願いいたします。

上段第36条の2、町民税の申告についてですが、項のずれに伴う改正となっております。

3ページをお願いいたします。

第94条、たばこ税の課税標準についてですが、軽量の紙巻たばこ1本当たり重量が1グラム未満の葉巻たばこの課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算することとなっておりますが、激変緩和等の観点から、令和2年10月1日から2段階で見直し、令和

2年10月1日から令和3年9月30日までの間について、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこに限ることとし、換算方式は葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算する改正となっております。

4ページをお願いいたします。

中段、第3条の2、延滞金の割合等の特例についてですが、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備となっております。改正前の「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」と改め、また、5ページ上段の第2項において、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の割合は特例基準割合を求める1%の割合の加算を0.5%と引き下げる改正となっております。

5ページ中段、第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例についても、前条の特例基準割合を求める1%の割合の加算を0.5%の割合の加算とする改正となっております。

6ページをお願いいたします。

下段、第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例についてですが、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設による改正となっております。内容としましては、低未利用地等を令和4年12月31日までに5,000千円以下で親族以外に譲渡したら1,000千円控除といった内容となっております。施行日は令和3年1月1日となっております。

7ページをお願いいたします。

中段、第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についてですが、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長——令和5年度までです——の創設に伴う所要の措置として改正となっております。

8ページをお願いいたします。

第19条、納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金についてですが、これは法律改正に合わせての改正、規定の整備による項のずれに伴う改正となっております。

9ページをお願いします。

下段、第23条、町民税の納税義務者等については、規定の整備に伴う改正となっております。

10ページをお願いいたします。

10ページの中段から13ページの中段の第31条、均等割の税率についてですが、これは法人税法において連結納税を廃止し、通算法人ごとに申告等を行うこととするに伴う規定の整備のための改正となっております。

13ページの中段から20ページの上段の第48条、法人の町民税の申告納付についてですが、13ページの第1項から14ページの第2項、第3項、第4項、第5項、15ページの第6項、

下段から16ページ、17ページ上段につきましては、法律改正に合わせての改正で、項のずれの改正となっております。

17ページ、右の欄、現行、第9項は、通算法人について個別帰属法人税額を廃止し、課税標準を法人課税とすることに伴う規定の削除となっております。

18ページの左の欄、改正後、第9項から、20ページの上段、改正後の第16項につきましては、法律改正に伴っての改正で、項のずれに伴う改正となっております。

20ページをお願いいたします。

第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續につきまして、第2項、第3項、21ページから22ページの第4項につきましては、法律改正に合わせての改正で、項のずれに伴う改正となっております。

また、20ページの第3項につきましては、法人税において連結納税を廃止し、通算法人ごとに申告を行うこととすることに伴う規定の整理のための改正となっております。

22ページをお願いいたします。

第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金につきまして、法律改正に合わせての改正となっております。法人税において連結納税を廃止し、通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う規定の削除となっております。

以上で議案第43号 上峰町税条例等の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様おはようございます。私のほうからは議案第44号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

お手元に議案第44号を御用意ください。

このことにつきましては、国で定められています行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成25年法律第27号の一部改正に伴い、個人番号カードの取得促進を図る目的に個人番号通知カードが廃止されたため、上峰町手数料徴収条例の一部改正を行うものです。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

右側が現行、左側が改正後でございます。

上峰町手数料徴収条例の右側現行、第2条第1項第13号、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項の規定に基づく通知カードの再発行手数料1件につき500円を削除し、左側改正後のおり、第14号を第13号とし、第15号から第25号までを1号ずつ繰り上げるものです。

なお、令和2年5月25日より、通知カードに代わり、出生等により新たに個人番号が付与された方につきましては、個人番号通知書が発送されております。発送元は地方公共団体情報システム機構でございます。

以上で議案第44号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

皆様おはようございます。私から議案第45号につきまして、補足説明させていただきます。お手元に議案第45号を御準備ください。

ふるさと学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ですが、10月1日に、ふるさと学館内に子ども支援センターを設置し、当該センター事業として適応指導教室を開設するため、標記条例第4条の組織として当センターを明記するとともに、職員等必要な事項を規定するための改正を行うものです。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、お手元に新旧対照表を御準備ください。

右側が現行、左側が改正後になります。

左側改正後、第4条、子ども支援センター設置に伴い、名称を「上峰町子ども支援センター」とするものです。

右側現行、第5条第1項中第1号、館長は館内全体の管理、第2号、事務職員、館内全体の職員、第3号、司書は図書館以外での職場がないので、括弧書き部分第1号、館長後の（図書館及び資料館兼任）、第2号、事務職員の後（図書館及び資料館兼任）、第3号、司書及び司書補の後（図書館）を削除します。この削除に伴いまして、現行第4条、組織の括弧書き、「（以下「図書館」という。）」、「（以下「資料館」という。）」は第5条の括弧書き部分のみを示しておりますので、削除するものです。

また、改正後、第5条第4号に「相談員」を加え、第4号は第5号となります。

続きまして、参考資料をお手元をお願いいたします。

上峰町子ども支援センターの設置及び管理運営に関する規則でございます。

第1条に、趣旨におきまして、センター設置の目的を定めております。第3条に事業内容、第4条に管理、第5条に対象者、第6条以下に指導體制等運営についての詳細、様式を定めております。

以上をもちまして、第45号議案の補足説明を終わらせていただきます。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○財政課長（坂井忠明君）

私のほうからは議案第46号、議案第49号につきまして、補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第46号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第4号）でございます。

予算書の準備をお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。左のほうから款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の9. 地方交付税、補正額43,173千円、計958,752千円。

款の11. 分担金及び負担金、補正額27千円、計8,237千円。

款の13. 国庫支出金、補正額46,022千円、計1,664,830千円。

款の15. 県支出金、補正額1,081千円、計316,830千円。

款の18. 繰入金、補正額278,198千円、計3,918,057千円。

款の19. 繰越金、補正額162,913千円、計212,913千円。

款の20. 諸収入、補正額2,512千円、計84,651千円。

款の21. 町債、補正額4,698千円、計199,110千円。

歳入合計、補正額538,624千円、計13,038,322千円。

3ページ、歳出でございます。

款の2. 総務費、補正額132,752千円、計8,254,454千円。

款の3. 民生費、補正額20,257千円、計1,401,687千円。

款の4. 衛生費、補正額1,796千円、計598,822千円。

款の6. 農林水産業費、補正額、減額3,877千円、計384,515千円。

款の7. 商工費、補正額241,712千円、計443,586千円。

款の8. 土木費、補正額22,473千円、計577,649千円。

款の9. 消防費、補正額1,228千円、計171,771千円。

款の10. 教育費、補正額106,905千円、計718,314千円。

款の11. 災害復旧費、補正額14,700千円、計14,759千円。

款の14. 予備費、補正額678千円、計27,418千円。

歳出合計、補正額538,624千円、計13,038,322千円。

5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、1、変更でございます。

起債の目的は臨時財政対策債で、限度額のほうに変更前135,912千円、変更後140,610千円で、こちらは令和2年度臨時財政対策債発行可能額確定を受けた変更となっております。

起債の方法、利率、償還の方法等条件に関しましては変更はございません。

主な補正内容について御説明いたします。

説明書の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

上段のほうで款の9. 地方交付税、項の1. 地方交付税、目の1. 地方交付税、節の1. 普通交付税43,173千円。今年度の普通交付税額が845,592千円で確定をいたしましたので、現計予算802,419千円との差額を計上いたしております。普通交付税は対前年度比62,744千円、約8%の増となっております。

同じページの下段のほうをお願いいたします。

款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の2. 教育費国庫補助金、節の1. 教育費補助金で、説明欄の下段のほう、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金12,746千円及び、次のページの説明欄の1番目、公立学校情報機器整備費補助金29,325千円。この2件は、いわゆるGIGAスクール構想関連でございまして、校内ネットワーク環境やタブレットパソコン整備等に対する国の補助金でございます。

説明欄のその下でございしますが、学校保健特別対策事業費補助金1,653千円は、感染症対策のための保健衛生用品等の整備に必要な経費に対する補助金でございまして、これら補助率につきましては、補助基準額の2分の1となっております。

5ページをお願いいたします。

中段になりますが、款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の12. ふるさと寄附金基金繰入金、節の1. ふるさと寄附金基金繰入金275,994千円で、説明欄の上段273,977千円は、コロナ感染症の影響による追加の経済対策や中心市街地活性化事業など、各種事業の財源に充当をするものでございます。

説明欄の2番目のGCF分2,017千円は、ガバメントクラウドファンディングによるひきこもり問題や障害者の高齢化問題対策プロジェクトに共感し寄せられました寄附金の残高全額を取り崩しまして、グループホーム運営事業者への補助金に充てるものでございます。

次、6ページ、上段になります。

款の19. 繰越金、項の1. 繰越金、目の1. 繰越金、節の1. 繰越金162,913千円でございますが、前年度繰越金が212,913千円で確定をいたしましたので、現計予算50,000千円との差額を計上したものです。

その下段で款の21. 町債、項の1. 町債、目の9. 臨時財政対策債、節の1. 臨時財政対策債4,698千円でございますが、こちらは冒頭の地方債補正のほうで御案内したものでございます。

歳出のほうに移ります。

7ページをお願いいたします。

下から3項目め、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の8. 財政調整基金費、節の24. 積立金113,000千円でございます。地方財政法第7条の規定により、確定繰越金の2分

の1相当を積み立てるといふものでございまして、今回補正時点での予算上の基金残高につきましては、277,000千円ほどになります。

9ページをお願いいたします。

上段のほうになります、款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の2. 障害者福祉費、節の18. 負担金、補助及び交付金12,017千円でございます。歳入の項で触れましたが、グループホーム等施設整備費補助金でございます。ひきこもり問題や障害者の高齢化問題対策プロジェクトに係るグループホーム等の整備費用の一部を事業者に補助するというものでございまして、係る財源につきましては、ふるさと寄附金基金繰入金でございますが、一般寄附金分から10,000千円、G C F分から2,017千円となっております。

少々飛びますが、13ページをお願いいたします。

下段になります、款の7. 商工費、項の2. 商工観光費、目の1. 商工観光振興費、節の18. 負担金、補助及び交付金241,212千円ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、町独自の経済対策第2弾でございまして、内訳といたしましては、包括的経営継続支援事業として150,000千円、クーポン券事業82,920千円、ふるさと応援便8,297千円となっております。財源は全額ふるさと寄附金基金繰入金となっております。

16ページをお願いいたします。

款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の6. 施設整備費、節の12. 委託料、説明欄の上段、小中学校校内LAN整備委託料で48,046千円。こちらは小・中学校における校内LAN、無線アクセスポイント電源キャビネット等の整備に要する費用でございまして、公立学校情報通信ネットワーク観光施設整備費補助金の補助対象となっております。

その下、G I G Aスクールサポーター配置委託料2,300千円と、中段の目の8. 先進的教育推進費、節の17. 備品購入費41,429千円は、公立学校情報機器整備費補助金の補助対象事業となっております、機器の調達経費関係でございまして。

なお、タブレットパソコンに関しましては、604台分を計上いたしております。

19ページをお願いいたします。

款の11. 災害復旧費、項の1. 農林水産施設災害復旧費、目の1. 農林施設災害復旧費の3,000千円及び次の項の2. 公共土木施設災害復旧費、目の1. 公共施設災害復旧費11,700千円は、7月上旬の豪雨により被害が発生した農林施設や水路、河川等の復旧工事費を計上いたしました。

なお、崩落土砂の撤去など、初期対応につきましては、予備費充用により既に対応しております。

以上で議案第46号の補足説明を終わります。

引き続きまして、議案第49号 令和2年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）でございまして。

予算書の準備をお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表歳入でございます。

款の3. 繰越金、補正額1,742千円、計1,743千円。

歳入合計、補正額1,742千円、計1,756千円。

続きまして、3ページ、歳出でございます。

款の2. 予備費、補正額1,742千円、計1,743千円。

歳出合計、補正額1,742千円、計1,756千円。

主な補正内容でございます。

予算に関する説明書の3ページをお願いいたします。

2. 歳入で、款の3. 繰越金、項の1. 繰越金、目の1. 繰越金、節の1. 繰越金1,742千円でございますが、こちら繰越額の確定に伴うものでございます。

4ページをお願いいたします。

3. 歳出でございます。

款の2. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費1,742千円でございます。今年度の当会計における事業の予定というものはございませんので、歳入と同額を予備費に計上いたしております。

以上で議案第49号の補足説明を終わります。

私のほうからは以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。私のほうからは議案第47号及び議案第48号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第47号 令和2年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を御説明いたしますので、お手元に御準備ください。

議案第47号 令和2年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）ですが、予算書2ページ、第1表歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず、歳入のほうからでございます。

款、補正額、計の順に順次読み上げて説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款の1. 国民健康保険税、補正額、減額の3,000千円、計161,714千円。

款の4. 国庫支出金、補正額1,800千円、計1,800千円。

款の5. 県支出金、補正額1,200千円、計716,476千円。

款の8. 繰越金、補正額89,506千円、計123,021千円。

款の 9. 諸収入、補正額536千円、計1,707千円。

歳入合計、補正額90,042千円、計1,061,502千円となります。

3 ページを御覧ください。

歳出でございます。

款の 3. 国民健康保険事業納付金、補正額、減額の8,024千円、計248,219千円。

款の 9. 諸支出金、補正額40,400千円、計41,769千円。

款の10. 予備費、補正額57,666千円、計61,991千円。

歳出合計、補正額90,042千円、計1,061,502千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により御説明いたします。

説明書の 3 ページを御覧ください。

歳入ですが、款の 1. 国民健康保険税、項の 1. 国民健康保険税、目の 1. 一般被保険者国民健康保険税ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことによる国民健康保険税の減免により、3,000千円の減額補正としております。

節の 1. 医療給付分現年課税分を減額の2,100千円、同目節の 2. 後期高齢者支援金分現年課税分を減額の600千円及び同目節の 3. 介護納付金分現年課税分を減額の300千円としております。

中欄の款の 4. 国庫支出金、項の 2. 国庫補助金、目の 3. 災害等臨時特例補助金1,800千円ですが、先ほど款の 1. 国民健康保険税で新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことによる市町村保険者の国民健康保険税の減免に対する財政支援として、減免額の10分の 6 を災害臨時特例補助金として交付されるものでございます。

下段の款の 5. 県支出金、項の 1. 県補助金、目の 1. 保険給付費等交付金1,200千円ですが、国庫支出金と同様に款の 1 の国民健康保険税で新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことによる市町村保険者の国民健康保険税の減免に対する財政支援として、減免額の10分の 4 を特別調整交付金分（市町村分）として交付されるものでございます。

説明書の 4 ページをお願いいたします。

款の 8. 繰越金、項の 1. 繰越金、目の 2. その他繰越金89,506千円ですが、前年度繰越金が123,021,047円で確定しましたので、現計予算との差額を計上しております。

款の 9. 諸収入、項の 3. 雑入、目の 5. 雑入ですが、前年度の国民健康保険保険給付費等交付金の精算分で536千円の計上をしております。特定健康診査等に係る補助金の精算分となっております。

続きまして、歳出のほうです。

5 ページを御覧ください。

款の 3. 国民健康保険事業納付金、項の 1. 医療給付分、目の 1. 一般被保険者医療給付分を減額の3,939千円、同款項の 2. 後期高齢者支援金分、目の 3. 一般被保険者後期高齢

者支援金等分を減額の2,993千円、同款項の3. 介護納付金分、目の1. 介護納付金分を減額の1,092千円につきましては、本算定による国民健康保険事業納付金が確定しましたので、現計予算との差額の計上でございます。

6ページをお願いいたします。

款の9. 諸支出金、項の1. 償還金及び還付加算金、目の6. 保険給付費等交付金償還金の38,698千円ですが、令和元年度の保険給付費等交付金の額が確定しましたので、実績による返還を行うものです。

中段になります。

同款項の3. 繰出金、目の1. 一般会計繰出金ですが、出産育児一時金及び総務事務費の前年度精算分の1,702千円を一般会計へ繰り出すものでございます。

下段を御覧ください。

款の10. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費57,666千円ですが、不測の事態に備え、予備費にて計上させていただき、運営に当たりたいと考えております。

以上、議案第47号の補足説明を終わります。

引き続き、議案第48号の補足説明を行いますので、お手元に予算書の準備をお願いいたします。

議案第48号 令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ですが、予算書2ページ、第1表歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず、歳入のほうからでございます。

款、補正額、計の順に順次読み上げて説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款の1. 後期高齢者医療保険料、補正額61千円、計82,248千円。

款の4. 繰越金、補正額803千円、計804千円。

歳入合計、補正額864千円、計109,389千円となります。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額362千円、計106,239千円。

款の4. 諸支出金、補正額502千円、計683千円。

歳出合計、補正額864千円、計109,389千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

歳入ですが、款の1. 後期高齢者医療保険料、項の1. 後期高齢者医療保険料、目の2. 普通徴収保険料を61千円計上しております。決算によります滞納繰越分となっております。

下段になります。

款の4. 繰越金、項の1. 繰越金、目の1. 繰越金803千円ですが、前年度繰越金が804,626円で確定しましたので、現計予算との差額を計上しております。

4ページを御覧ください。

歳出になります。

款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項の1. 後期高齢者医療広域連合納付金、目の1. 後期高齢者医療広域連合納付金ですが、佐賀県後期高齢者医療広域連合への納付金として362千円を計上しております。

中段になります。

款の4. 諸支出金、項の2. 繰出金、目の1. 一般会計繰出金ですが、令和元年度の事務費精算分として一般会計へ502千円を繰り出すものです。

以上、議案第47号及び議案第48号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○建設課副課長（高島真幸君）

皆様おはようございます。私のほうからは議案第50号 令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

それでは、お手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

左のほうから款、補正額、計の順に読み上げて御説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款の3. 県支出金、補正額11,000千円、計15,000千円。

款の5. 繰入金、補正額、減額6,550千円、計273,616千円。

款の6. 繰越金、補正額8,820千円、計8,821千円。

款の8. 町債、補正額66,723千円、計236,092千円。

歳入合計、補正額79,993千円、計681,443千円。

下段3ページを御覧ください。

歳出、款の1. 総務費、補正額350千円、計170,499千円。

款の2. 事業費、補正額22,519千円、計45,660千円。

款の3. 公債費、補正額57,124千円、計462,284千円。

款の4. 予備費につきましては、補正額はございませんが、財源変更のため表示されております。

歳出合計、補正額79,993千円、計681,443千円です。

1枚めくっていただきまして、上段4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、1. 追加、起債の目的、資本費平準化債借換債、限度額57,123千円でございます。こちらにつきましては、既借入れの資本費平準化債の借入先変更によるものでございます。

次に、2. 変更でございます。

上段、起債の目的、下水道事業、農業集落排水事業、限度額、補正前4,500千円、補正後15,400千円です。こちらにつきましては、国庫補助事業の増額に合わせ下水道事業債の増額を行うものです。

続きまして、下段でございます。

起債の目的、資本費平準化債、限度額、補正前148,600千円、補正後147,300千円、こちらにつきましては、現年度の資本費平準化債の借入額が確定したことによる変更でございます。

それでは、補正内容につきまして、令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明させていただきます。

2枚めくっていただきまして、下段3ページをお願いいたします。

2. 歳入でございます。

款の3. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 県補助金、節の2. 地域整備交付金11,000千円です。こちらにつきましては、国庫補助事業において追加内示があったことにより、増額を行うものでございます。

款の5. 繰入金、項の1. 繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の1. 一般会計繰入金、減額6,550千円でございます。前年度からの繰越金が確定したことにより、一般会計からの繰入金の調整を行ったことによる減額補正となっております。

款の6. 繰越金、項の1. 繰越金、目の1. 繰越金、節の1. 繰越金8,820千円でございます。こちらにつきましても、令和元年度会計決算により繰越金が確定したことによるものです。

款の8. 町債、項の1. 町債、目の1. 下水道事業債、節の1. 下水道事業債10,900千円です。先ほど第2表の地方債補正において少し触れましたが、国庫補助事業の追加内示により、その事業費の財源として増額を行うものでございます。

同じく節の3. 資本費平準化債55,823千円です。こちらにつきましては、現年度の資本費平準化債減額1,300千円と、1枚めくっていただきまして、上段4ページ、説明欄、資本費平準化債借換債57,123千円の合計額となっております。

次に、下段5ページ、3. 歳出でございます。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の26. 公課費350千円です。こちらにつきましては、令和元年度事業の確定申告に伴う消費税及び地方消費税が確定したことによる補正でございます。

款の2. 事業費、項の1. 事業費、目の1. 事業費、節の12. 委託料、減額3,200千円で

す。こちらは入札残による減額でございます。

同じく節の14. 工事請負費、説明欄、切通処理区機能強化工事25,719千円です。国庫補助事業費の増額に伴い、機能強化工事を実施し、事業の進捗を図るものでございます。

款の3. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金、節の22. 償還金、利子及び割引料57,124千円です。こちらは資本平準化債の借換えに係る未償還残金を返還するものでございます。

1枚めくっていただきまして、上段6ページをお願いいたします。

款の4. 予備費につきましては、補正額はないものの、財源の内訳に変更があるため、表示されているものでございます。

以上で議案第50号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○会計管理者（橋本真美君）

皆様おはようございます。私のほうから議案第51号の令和元年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第55号の令和元年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案につきまして、決算書を用いまして補足説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、お手元の決算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございます。

表の一番下の歳入合計欄を読み上げます。

予算現額12,721,690,639円、調定額12,541,990,688円、収入済額12,465,659,164円、不納欠損額3,629,908円、収入未済額72,701,616円、予算現額と収入済額との比較、マイナス256,031,475円でございます。

続きまして、2ページ飛びまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

表の一番下の歳出合計欄を読み上げます。

予算現額12,721,690,639円、支出済額12,184,275,496円、翌年度繰越額100,804,911円、不用額436,610,232円、予算現額と支出済額との比較が537,415,143円でございます。

ページ下の欄外に記載しております歳入歳出差引残額が281,383,668円となっており、うち翌年度繰越額が68,470,440円となっております。

次に、ページを大きく飛びまして、200ページ、201ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計の歳入でございます。

一番下の歳入合計欄の予算現額1,065,018千円、調定額1,109,114,736円、収入済額1,066,207,642円、不納欠損額2,208,532円、収入未済額40,698,562円、予算現額と収入済額との比

較1,189,642円でございます。

続きまして、次のページの202ページ、203ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計の歳出でございます。

歳出合計欄の予算現額1,065,018千円、支出済額943,186,595円、翌年度繰越額はございません。不用額121,831,405円、予算現額と支出済額との比較は不用額と同額の121,831,405円でございます。

次のページの204ページの一番上に記載しております歳入歳出差引残額は123,021,047円となっております。

次に、ページを飛びまして、236ページ、237ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計の歳入でございます。

一番下の歳入合計欄の予算現額110,202千円、調定額109,586,048円、収入済額は109,524,948円、不納欠損額はございません。収入未済額61,100円、予算現額と収入済額との比較はマイナス677,052円でございます。

続きまして、次のページの238ページ、239ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計の歳出でございます。

一番下の歳出合計欄の予算現額110,202千円、支出済額108,720,322円、翌年度繰越額はございません。不用額1,481,678円、予算現額と支出済額との比較は不用額と同額の1,481,678円でございます。

ページ下の欄外に記載しております歳入歳出差引残額は804,626円となっております。

次に、ページを飛びまして、254ページ、255ページをお願いいたします。

土地取得特別会計の歳入でございます。

一番下の歳入合計欄の予算現額1,739千円、調定額1,743,799円、収入済額は調定額と同額の1,743,799円、不納欠損額、収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較が4,799円でございます。

続きまして、次のページの256ページ、257ページをお願いいたします。

土地取得特別会計の歳出でございます。

歳出合計欄の予算現額1,739千円、支出済額、翌年度繰越額はございません。不用額は予算現額と同額の1,739千円、予算現額と支出済額との比較も同額の1,739千円でございます。

ページ中ほどの欄外に記載しております歳入歳出差引残額は1,743,799円となっております。

次に、ページを飛びまして、268ページ、269ページをお願いいたします。

農業集落排水特別会計の歳入でございます。

歳入合計欄の予算現額572,980千円、調定額581,786,030円、収入済額578,229,306円、不納欠損額143,676円、収入未済額3,413,048円、予算現額と収入済額との比較5,249,306円

でございます。

続きまして、次のページの270ページ、271ページをお願いいたします。

農業集落排水特別会計の歳出でございます。

歳出合計欄の予算現額572,980千円、支出済額569,407,715円、翌年度繰越額はございません。不用額3,572,285円、予算現額と支出済額との比較は不用額と同額の3,572,285円でございます。

ページ中ほどの欄外に記載しております歳入歳出差引残額は8,821,591円となっております。

なお、各会計ごとの事項別明細等につきましては、歳入歳出決算書を御一読いただき、御確認いただければと存じます。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。日程第6に入る前に、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号はそれぞれ決算認定の件であります。5議案につきましては、一括審議したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、5議案につきましては、一括審議といたします。

審議に入る前に、監査委員による令和元年度各種会計決算審査報告を求めます。

○監査委員（吉田 豊君）

皆さんこんにちは。それでは、私のほうから決算審査についての報告をいたします。

令和元年度歳入歳出決算審査の概要

1. 決算審査の対象

- (1) 令和元年度上峰町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和元年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和元年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和元年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和元年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算

審査の期日につきましては、令和2年7月29日から8月5日まで実質5日間審査をいたしました。

審査の総括意見でございますが、

- (1) 令和元年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、計数は正確で関係帳票、証拠書類も整備され、歳入歳出差引残高は、照合の結果正確であることを確認した。
- (2) 予算執行については、効率的執行に努力していることは認めるが、町条例及び規則の規定を十分にふまえ、さらに正確かつ適正な執行に努められたい。
- (3) 決算からみた本町財政状況を指数別に検討すると、本年度の財政力指数は、0.63で前年から0.01ポイント上昇している。

経常収支比率の目安としては75%未満が望ましいとされており、比率が低いほど弾力性がありその余力は住民福祉向上のための建設事業などの経費に充当が可能となる。本町の場合、前年度98.4%、本年度93.3%であり5.1ポイント低下している。この主な要因としては、地方交付税及び地方特例交付金の増収が挙げられるが、依然として厳しい状況が続いており、今後もこの点を充分認識してその改善に努力しなければならない。

実質公債費比率の早期健全化基準は、25%となっており、本町の場合は、前年度12.9%、本年度12.0%で0.9ポイント低下しており、一定の改善がなされている。今後も、公債費の割合は微減していく見込みであるが、これまで同様に行財政改革の取組みを継続していくことが必要である。

あとのページについてはお目通しをいただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

ただいま吉田豊監査委員より令和元年度各種会計決算審査の報告をしていただきました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですから、お諮りいたします。質疑の途中でございますが、日程第6から日程第10までの各種決算認定につきましては、委員会条例第4条の規定により、9名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、議案第51号から議案第55号までの各種決算認定については、9名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました決算特別委員会につきましては、委員長に寺崎太彦君、副委員長に原田希君を選任したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、委員長に寺崎太彦君、副委員長に原田希君が選任されました。皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

ただいま委員長に選任されました寺崎太彦君は登壇をしていただき、御挨拶をお願いいたします。

○9番（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいま議長から御紹介をいただきました決算特別委員会委員長に指名されました寺崎太彦でございます。

昨年に引き続き委員長に御指名いただきました中で、ただいま監査委員から御報告がありましたとおり、経常収支比率は93.3%、実質公債費比率は12.0%となっており、まだまだ厳しい財政状況であります。議員の皆様には慎重審議していただき、中身の濃い決算特別委員会にしたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、執行部の皆様方にも、ぜひとも答弁はスムーズにできるようお願い申し上げまして、就任の挨拶といたします。

○議長（中山五雄君）

ありがとうございました。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前11時27分 散会